

# 規制影響分析書

平成20年9月

規制の名称	一定規模以上の事業所における身体障害者補助犬の受入れの義務化		
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室		
関係部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部		
関連する政策体系			
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

身体障害者補助犬法は、障害者基本法の基本理念や国連における障害者の権利条約、人権擁護といったことを踏まえ、身体障害者補助犬(以下、「補助犬」という。)を使用している視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬の同伴を拒んではならないこと等を定めた法律である。既に公共交通機関や公共施設、また、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどの不特定多数の者が集まる一般的な施設においては、補助犬の受入れ拒否はできないこととなっている。

ところが、補助犬法が施行されてからの補助犬の実働頭数は若干数の伸びにとどまっておろ、実働頭数の少ない補助犬を実際に見たことがないことなどにより、補助犬・補助犬法の認知度も低く、法律により受入れが義務づけられている施設においても未だに受入れ拒否があるといった問題がある。

そこで、障害者基本法の基本理念等にあるとおり、すべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことを担保するために、身体障害者の社会参加の機会の確保について、広く一般に理解を進めていく必要がある。

### 現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1 盲導犬の実働頭数	927	948	957	952	965	966
2 介助犬の実働頭数	34	40	28	31	38	41
3 聴導犬の実働頭数	13	17	10	11	12	16

(調査名・資料出所、備考)

厚生労働省調べ

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukvoku/syakai/hojyoken/html/a01.html>

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的	政令で定める数(56人)以上の労働者を雇用している事業主等について、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないこととするもの(以下「本規制」という。)である。
根拠条文	身体障害者補助犬法の一部を改正する法律第10条第1項

### 3. 便益及び費用の分析

#### (1) 期待される便益

##### 【国民への便益】(便益分類：A)

本規制は、障害者基本法の基本理念等にあるように、すべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられるよう、事業主に対して補助犬の使用を拒んではならないこととするものであり、障害者が就労することを通じて社会活動を行うことにより、社会全体の経済的利益の増大に寄与することになるものと期待される。また、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、広く国民の理解を促進することができることから、身体障害者の社会参加の機会の確保が進むことにより、活力ある社会の実現につながることを期待される。

##### 【身体障害者等への便益】(便益分類：A)

本規制により、障害者基本法の基本理念等にあるように、すべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられるとともに、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて広く国民の理解を促進することができる。これにより、身体障害者の社会参加の機会の確保が進むとともに、就労による所得を確保する機会が増えることも期待されることから、身体障害者の社会参加による自己実現や地域で自立した生活の実現に寄与するものと考えられる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

#### (2) 想定される費用

##### 【遵守費用】(費用分類：B)

本規制は、56人以上の労働者を雇用している事業主等について対し課すものであるが、当該事業主等は「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)により障害者の雇用義務が既に課せられていることを踏まえ設定されたものであり、雇用する障害者が補助犬を同伴することで特に費用が発生することは想定されない。

##### 【行政費用】(費用分類：C)

本規制を含め、受入れ等が義務づけられている事業主等からの受入れ体制や苦情等に関する相談及び身体障害者からの受入れ拒否等のトラブルや衛生管理の問題等の相談処理業務が発生する。

##### 【その他の社会的費用】(費用分類：)

特になし。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

#### (3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

本規制は、56人以上の労働者を雇用している事業主等について対し課すものであるが、当該事業主等は「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)により障害者の雇用義務が既に課せられていることを踏まえ設定されたものであり、事業主等が雇用する障害者が補助犬を同伴することを受け入れることで特に費用が発生することは想定されない。

### 4. 代替案との比較考量

#### (1) 想定される代替案

事業主等の受入れを義務とはせず、補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の周知を図り、補助犬に関する社会的認識の定着のため、普及啓発活動を進める。

#### (2) 代替案の便益及び費用の分析

##### ①期待される便益

##### 【国民への便益】(便益分類：B)

補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の周知を図ることにより、補助犬に関する社会的認識を高めることができる。

ただし、事業主等において障害者が補助犬を同伴することを受け入れるかについては、事業主等の判断に任されることとなり、障害者基本法の基本理念等にあるすべて

の障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、身体障害者の社会参加の機会の確保がされたことにならず、必ずしも社会全体の経済的利益や活力の増加にはつながらない。

【身体障害者への便益】（便益分類：B）

補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の周知を図ることにより、補助犬に関する社会的認識を高めることができる。

ただし、事業主等において障害者が補助犬を同伴することを受け入れるかについては、事業主等の判断に任されることとなり、障害者基本法の基本理念等にあるすべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、身体障害者の社会参加の機会の確保がされたことにならず、必ずしも身体障害者の社会参加による自己実現や地域で自立した生活の実現にはつながらない。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用（費用分類：C）

補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等について、より徹底した周知が求められる。

行政費用（費用分類：C）

補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等について、より徹底した周知が求められる。

その他の社会的費用（費用分類：）

特になし。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、事業主等において障害者が補助犬を同伴することを受け入れることについて、事業主等に理解を求めることが困難で、障害者基本法の基本理念等にあるすべての障害者があらゆる活動に参加する機会が与えられ、権利利益を侵害する行為をしてはならないことについて、身体障害者の社会参加の機会の確保がされたことにならない。

以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考えます。

5. 有識者の見解その他関連事項

平成18年11月14日に身体障害者補助犬を推進する議員の会（補助犬議連）総会において、相談対応・苦情解決の責務を都道府県に負わせること。民間の事業所の受入れを義務化することが取りまとめられた。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

特になし。